

長建協発第224号
平成26年8月8日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、依然として厳しい状況であり、今後、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要とされます。

国土交通省では、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査の結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行っております。また、「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設、「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定等、元請下請関係の適正化により一層の推進に努めているところであります。

加えて、本年6月に全面改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者の責務として規定されました。

しかしながら、依然として元請下請間においては不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているとともに、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理の一層の徹底が求められているところであります。

以上を踏まえ、この度、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するとともに元請下請取引の一層の適正化と施工管理の一層の徹底に努めるよう全建を通じ同省土地・建設産業局長より別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項についても併せてお知らせ申し上げます。